

令和 2 年度

町 政 執 行 方 針

教 育 行 政 執 行 方 針

令和 2 年 3 月

增 毛 町 教 育 委 員 会

町民の誓い

わたくしたちは、美しくそびえる暑寒の連峰と無限に広がる日本海にいだかれた増毛町の住民です。

わたくしたちは、風雪に耐えて郷土を開いた先人の偉業をしのび、輝かしい歴史と伝統を受け継いで、この町に住むことを誇りに思っています。

わたくしたちは、愛する郷土の発展を願い、より豊かな町づくりを目指して、ここに町民の誓いをさだめます。

- 1 からだを鍛え、仕事にはげみ、明るい町をつくります。
- 1 きまりを守り、力を合わせて、住みよい町をつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくります。
- 1 心ゆたかに、文化を高め、楽しい町をつくります。
- 1 資源を生かし、未来をひらき、生きがいのある町をつくります。

昭和52年2月1日制定

町政執行方針

はじめに

令和2年第1回定例議会の開会にあたり、私の所信を述べ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

今年は、東京オリンピック、パラリンピックが開催され、札幌市においてもマラソン、競歩、サッカー競技が開催され、大きな盛り上がりが見込まれます。

しかし、国内経済は、昨年10月の消費税率の改定により、消費が伸び悩み、日韓関係の悪化、新型コロナウイルスの影響で国内、道内への外国人観光客が激減しております。特に中国で発生した新型コロナウイルスの流行は、世界経済、日本経済の動向を大きく左右するといわれております。

昨年の増毛町は、農業が米、果樹とも豊作に恵まれましたが、漁業は5年ぶりに不漁の年となりました。観光は、イベントも天候に恵まれ、多くの観光客が来町し、感謝しております。

令和2年は、自然災害がなく、豊漁豊作の年であり、交流人口が増えることを期待しております。

少子高齢化、人口減少社会は、増毛町においても各産業に深刻な人手不足を招いており、人口減少率を緩和し、活力あるまちづくりを進めていかなければなりません。

農業、漁業、製造業などの基幹産業が元気で、長く生産活動を維持していただくためには、町民の皆様の健康寿命を延ばすことが必要であると考えます。健康づくりのためにご協力をお願いいたします。

今年3月の深川～留萌道の全線開通をにらみ、人の流れを呼び込むためには、本町の魅力向上が必要です。

令和2年(2020年)は、明治33年(1900年)に町制が施行されて120年の節目の年となります。

先人が築き上げた増毛町を将来に引き継ぐため、町職員とともにまちづくりに邁進いたします。

町政に対する基本姿勢

就任当初からの基本姿勢であります「誰もが住みたい・住み続けたい ふるさと増毛」実現のため、令和元年度において策定いたしました「新まちづくりプラン」により、町政を運営してまいります。

基幹産業である、漁業、農業、水産加工業等製造業の振興を図り、町内商工業者の支援と増毛港湾整備事業、農業基盤整備事業を促進し、地場産業の強化を進めてまいります。増毛町の自然環境や歴史を大切にし、豊かな食を生かし、交流人口の拡大を図ってまいります。

町民の皆様の健康づくりを進め、健康寿命の延伸を図るため、「ましけ健康ポイント事業」の展開など関係課が横断的に健康事業を実施いたします。

医療、介護、看護職員の確保を図り、医療体制の充実を図ります。

子どもの健全な成長を願い、子育て支援の充実を図ります。

明和園については、今年度を実施設計を進め、建設に向けて始動いたします。

増毛町社会福祉協議会と連携し地域福祉活動の充実に努めてまいります。

公営住宅建設事業、集合住宅建設補助、廃屋対策、海岸清掃事業、植樹、花いっぱい運動など住生活環境に配慮したまちづくりを進めます。

防災行政無線、防災訓練の実施、自主防災組織の支援等により、安全安心のまちづくりを進めます。

こども園あっぷる、増毛小・中学校の教育環境の充実と生涯教育の充実を図り、豊かな心と文化を育むまちづくりを進めます。

移住定住対策のため関係人口の拡大に努め、生きがい活動事業団、ら・さんてサポーターなど町民が活躍できるまちづくりを推進します。

将来に希望のもてるまちづくりを全力投球で進めてまいりますので、議員各位、町民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

基本方針と施策の展開

1 自然の恵みを活かすまちづくり

農林業

農業を取り巻く環境は、農家戸数の減少や従事者の高齢化、後継者・担い手及び労働力の不足が顕著であり、大変厳しい状況が続いています。

一昨年度から国による米の生産目標数量の配分が廃止となり、地域別に需要に応じた生産の目安が設定されることになりました。このような状況下で、本年度から町内の数軒の農家で肥料・農薬の使用量を従来の慣行栽培の半分以下に抑え、有機肥料を多く使用する「特別栽培米づくり」を始める動きがあります。国内の米の消費量は、減少傾向にありますが、道内外で道産米への評価は高まっており、良食味米、高品質米の産地である本町においても、「安心安全な米づくり」をコンセプトとしてブランド化を図り、消費・販路拡大が重要であります。今後も、南るもい農業協同組合などの関係機関と連携を図った競争力の向上や生産環境の整備を進めてまいります。

道営の農業基盤整備事業が信砂、朱文別、湯の沢、別荘地区において、区画整理、客土、暗渠、用排水路の整備が継続して進められます。本事業で既に整備された圃場では、透水性に優れ、大区画化により生産コストの軽減にもつながり、今後の農業経営の安定化、各集落の維持と耕作放棄地の抑制が図られるものと期待しております。

今年度も北海道等の関係機関、受益農家、南るもい農業協同組合との連携のもとで、事業の円滑な推進を図ってまいります。

果樹については、町制施行120年記念として、「増毛フルーツの里活性化プロジェクト」の中で、最北の果樹園で栽培される増毛産果樹を原料にしたスイーツを札幌市内及び増毛町内のスイーツ提供店に協力を呼びかけ、増毛産の果樹を使ったスイーツ販売PRを進めます。また、継続事業として道内や首都圏において、増毛産の果樹の販路拡大と知名度の向上を目的としたPR事業も展開いたします。

果樹栽培振興事業による「おうとう裂果防止ハウス」の設置、減農薬栽培など、より付加価値の高い、安心安全な農産物栽培の取り組みなどの支援を継続してまいります。

また、本町の食の魅力向上をめざして、様々な地元食材の地産地消の推進と新商品開発につなげる機会として、町内各産業団体及び企業・団体が連携協力のもとに「増毛町収穫祭：郷土の味覚を楽しむ会」を開催いたします。

エゾシカなどによる鳥獣被害防止対策については、「増毛町鳥獣被害防止計画」に基づき、北海道猟友会留萌支部増毛部会などのご協力をいただき、駆除・捕獲を実施します。また、近年、アライグマによる農作物への被害が増加していますので、関係者との協力のもと、箱罠による駆除を進めてまいります。

森林整備については、「増毛町森林整備計画」に基づき、町有林においては、下刈り、間伐、造林、作業路の手入れなどを行うとともに、野そ駆除事業も着実に実施し、適切な保全管理と森林資源の循環利用確立に努めてまいります。民有林については、森林所有者に森林の持つ公益的な役割をご理解いただき、民有林育成制度などを活用した「公費造林事業」「未来につなぐ森づくり推進事業」により支援してまいります。また、森林環境譲与税が創設され、森林整備等に必要な財源が確保され、民有林の一層の整備が求められていますので、将来にわたり有効な活用を図ってまいります。

今年度も町内の環境美化を進める一環として、日本花の会より桜の苗木の寄贈分と合わせて町制施行120年事業として桜の植樹事業を増毛駅周辺、メモリアルパークをはじめとした各施設等で植樹祭を実施するほか、希望する町民へ苗木の配付を行います。

漁業

町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、資源の減少や海域間の格差、トド等の海獣被害や磯焼けなど大変厳しい状況ではありますが、増毛漁業協同組合をはじめとした関係機関と連携し、生産の増大と漁業所得の向上と漁家経営の安定を図ってまいります。

昨年の水揚げは、前年対比で漁獲量では、約10%、金額で21%の減となり厳しい状況となりました。主力のホタテ漁については、オホーツク沿岸向けの稚貝出荷が減少し、えび漁も漁獲量、金額ともに減となりました。また、秋サケ漁も一昨年に続き漁獲量が大きく落ち込みました。生タコ漁は、一昨年は国内市場の価格が高値で推移していましたが、市場価格の低下の影響が大きく前年の約50%減となりました。

ここ数年、漁業者の高齢化が進むなかで、新規就業者が育ってきております。今年度も未来の漁業の担い手対策として、「増毛町漁業資格取得費補助事業」「増毛町産業活性化事業」により、新規就業者や後継者の確保と育成に努めてまいります。

また、浜が活気に満ち溢れるよう、将来の漁業資源の確保のため、ナマコをはじめとする漁業資源増大事業と漁業活動への支援を継続してまいります。

漁場整備については、北海道が事業主体となるウニ資源の増殖を目的とした水産基盤整備事業が別荘古茶内地先で継続して実施されます。その他、令和3年度以降の雄冬地区での水産基盤整備事業のための調査測量が実施されます。

トドなどの海獣類による漁業被害の防止対策や、密漁防止対策についても、増毛漁業協同組合をはじめとする関係機関への支援や連携のもとに取り組んでまいります。

商工業

商工業については、人口減少や消費者ニーズの多様化、交通流通網の変化などに大きな影響を受けており、経営者の高齢化や後継者不在による廃業も増加し、経営は非常に厳しい状況が続いています。プレミアム商品券発行事業の継続や、各種事業による商工会商品券の支給などにより、地域内消費を促してまいります。

一方で、駅前ふるさと歴史通りの観光客が増加しており、町外消費者による購買需要の増加が期待されています。「産業活性化支援事業補助金」による、魅力的な新商品の開発や販路拡大を推奨し、また、新しく事業を始める起業者を支援してまいります。

雇用

小規模事業所が中心の本町の労働雇用環境は依然厳しさを増し、町民の就業要望と企業側の労働力需要に对应されていない現状にあります。主力の水産加工業や建設業は、事業所数が減少しており、若年層の町外転出による労働力不足も顕著となっています。福祉介護分野も同様に、高齢社会に対応する人材の確保が進まない状況にあります。今後は、「生きがい活動事業団」などによる高齢者の人材活用を推進し、労働力の確保を図ってまいります。

水産加工業や水産業においては、外国人技能実習生の受け入れも年々増加していくものと思われるため、技能実習生を快く受け入れる環境作りを行ってまいります。

観光

観光については、食と歴史を活かした地域観光づくりを推進していくため、増毛駅周辺の整備を継続して実施してまいります。

ここ数年で、土日祝日に限らず、平日でも観光客がふるさと歴史通りを歩く姿が見受けられるようになりました。インバウンド旅行客も着実に増加しており、おいしい物を食べて、周辺散策を楽しんでもらえるよう、歴史的建物群の有効活用を図ってまいります。

最近サイクルツーリズムの関心が高まっており、駅周辺にとどまらず、自転車で町内全域を散策できるよう、その対策と検討もしてまいります。

また、心温まるおもてなし観光として、観光ボランティアガイドの体制の充実と人材育成を図り、活動の輪を拡げてまいります。

観光イベントは、町を代表する「春の味まつり」のほか、「観光港まつり」、「秋の味まつり」と、季節毎のイベントが町内外の皆様に定着し、地域経済にも大きな波及効果が表れております。更なる日常的な入り込み増につなげられるよう、観光協会をはじめとする各団体や事業所と連携しながら、新しいミニイベントの開催などを検討してまいります。

観光施設は、リバーサイドパークの公園内に遊具を設置し、小さなお子様を持つ家族連れにも楽しんでいただけるよう整備をしてまいります。

岩尾温泉あつたま〜るは、施設の建設から15年以上が経過し、露天風呂の腐食が進んでいるため、タイルの張替えの修繕を行います。快適な癒しの空間を提供できるよう、今後もサービス向上に力を入れてまいります。

暑寒別岳スキー場は、留萌市や石狩市からの利用も多くなっており、安全性に十分配慮しながら、ファミリー層を中心に楽しんでもらえる施設をめざしてまいります。

暑寒別岳を中心とした増毛山地は、平成2年に暑寒別天売焼尻国定公園に指定され、今年で30周年を迎えます。近年は道外からの山岳愛好者も多く訪れるようになっており、安心して登山を楽しみ、自然に親しんでもらえるよう、登山道標識の整備更新を行ってまいります。

2 元気で長生きできるまちづくり

病気の予防・健康づくり

町民の健康づくりは、「健康ましけ21計画（平成27年度～令和6年度）」に基づき実施しております。

増毛町の健康課題である高血圧は、あらゆる循環器系疾患をはじめ、病気の発症や死亡に最も影響を与える危険因子とされており、健康寿命を縮め、高医療費、高介護費を招くため、その対策は急務となっております。これらの改善を図るため、個別指導に重点を置いた特定保健指導の充実や増毛醤油等を利用した減塩推進の食生活改善について、保健推進員の協力も得ながら、この啓発に取り組んでまいります。

健康寿命の延伸対策として「ら・さんて」や「運動教室」を活用し、運動機能の維持や改善に取り組むほか、「増毛醤油」を旗標とし、減塩商品を手に入りやすい環境になるよう、各種事業で減塩意識を高める展示や啓発活動の強化に努めてまいります。「ら・さんて」や健康づくり教室等を継続することによって、医療費の削減や介護保険及び国民健康保険制度の安定、更には健やかな生活の維持につながりますので、適度な運動の習慣化と減塩をはじめとする食生活の改善などの生活習慣の

見直しにより、町民の健康づくりを推進してまいります。

また、昨年度より実施の「ましけ健康ポイント事業」の拡大を図り、より健康意識を向上させ、健康活動に結びつくよう、各事業への参加啓発に努めてまいります。

がん検診やインフルエンザ予防接種などの感染症対策についても、継続して取り組んでまいります。

医療

診療所の運営については、町の人口減に伴う外来患者数の減少により、収入の根幹である診療収入も減少するなど、厳しい状況が続いております。

診療所が地域の医療機関として、初期治療及び一次医療のプライマリ・ケアを担うとともに、特定健診を含む各種検診・予防接種の実施・訪問診療など、地域に根ざした安心・安全な医療が提供できるよう、関係医療機関の支援・協力を仰ぎながら、健全な運営に向けて努力してまいります。

また、本年度は、常勤医2名による診療体制となることから、看護師の確保とともに、病棟の維持と医療サービスの充実に努めてまいります。

結婚・出産・子育て支援

昨年4月より増毛町子育て世代包括支援センターが健康一番館内に開設され、これまで母子保健活動で実施してきた妊産婦から子育て期における実情の把握、保健指導、関係機関との連携などに加え、支援プランの作成や乳幼児・児童虐待予防など包括的な支援を行っております。

また、妊婦・産婦健診や乳幼児定期予防接種、新生児聴覚検査、出産準備金、乳幼児フッ素塗布、不妊治療費などの母子保健分野の公費負担・助成を継続し、さらに妊婦の超音波検査への助成拡大や、乳幼児へのロタワクチン接種の全額助成を行い一層の支援対策に努めてまいります。

子どもの医療費助成については、昨年度から就業していない18才以下までに対象者を拡大しており、商工会商品券で助成することにより、子育て世帯における経済的負担を軽減し、子育てをしやすい環境の整備に努めてまいります。

ひとり親の家庭においては、民生・児童委員による相談窓口の充実を図り、各種の福祉制度の支援や福祉資金の活用により安心した生活が送れるよう支援し、医療費を助成することにより、医療への経済的負担を軽減してまいります。

多子世帯の子育て支援のため、第3子以降の入学・進学時に商工会商品券でお祝い金を支給し、安心して子育てができるまちづくりを進めてまいります。

婚姻に対しては、出会いから新生活の開始までの支援が必要ですので、同窓会実施補助事業の活用や、結婚祝い金の支給、祝賀会開催支援、結婚新生活支援事業補助金により、結婚をしやすい環境づくりに努めてまいります。

高齢者福祉

町民の44.6%が65歳以上と高齢化が進んでいる本町では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることをめざした地域包括ケアの取り組みが重要であります。このため、高齢者の総合的な相談窓口として地域包括支援センターの充実を図り、各種生活支援サービスの情報提供や権利擁護事業のほか、認知症総合対策など地域支援事業の推進に努めてまいります。

生活支援の体制整備は、関係機関・町民・行政が協働で本町の現状と課題を検討し、住民主体によるサービスの創出が求められていますので、配食サービスや訪問型サービス、移動支援や傾聴ボランティアなど、介護予防の一層の充実を図ってまいります。

高齢者の外出支援については、個々の状況にあった幅広いサービスを提供するため、介護保険制度における介護予防・生活支援サービス事業の訪問サービスD事業（移動支援）の要項整備と、実施事業所の育成に検討を深めてまいります。

また、昨年度、介護予防・日常生活支援総合事業の強化を図るため、訪問サービスB事業（日常生活支援）の実施要項を整備しましたので、実施事業所の育成に努めてまいります。

全国的に介護員などが不足している中、町内の介護保険施設なども働き手の確保が厳しい状況であります。修学資金の一部を貸付する「介護従事者養成修学資金貸付金事業」や「介護従事者就業支援補助金事業」の周知を図り、町内外からの働き

手の確保と育成、就業の継続及び定着を図り、介護サービスの体制充実に努めてまいります。

明和園の今後については、有識者及び町理事者等による明和園懇話会で議論した結果、運営形態については、増毛町社会福祉協議会へ移管する方向で協議を進めてまいります。また、施設の改築については、現在地での建設を決定しましたので、今後は具体的な施策について議会と協議しながら進めてまいります。

地域福祉

歴史と伝統を重んじ、郷土愛に満ち、住み慣れたこの町で生活することを望む町民が末永く住み続けられるために、障がい者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画などに基づく施策が実施されておりますが、身近な生活課題に対応する地域福祉のあり方を検討し、その活動を進め、広めるためには、町民の力が不可欠であり、個々が主体的に想像し、取り組むことが地域福祉の源と考えます。

地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図るため「生きがい活動事業団」や「ゆうゆうマーシー」の活動を支援してまいります。

公的な福祉サービスの拠点として社会福祉協議会がめざす「みんなで支え合う地域づくり」の中で、個人や団体でのボランティア活動が容易に取り組めるよう支援の強化に努めてまいります。

障がい者福祉

障がい者及び障がい児福祉については、「第5期障がい福祉計画・障がい者計画（平成30年度～令和2年度）」に基づいて取り組みを進めております。特に、本人が希望する暮らしを実現するため、障がい者自立支援法に基づき、各種の障がい者福祉サービスに対し、介護給付や訓練等給付などの自立支援給付を行うとともに、近隣市町との連携による日常生活用具の貸与や移動支援などの地域生活支援事業を推進してまいります。また、重度心身障がい者へ医療費を助成することにより、経済

的な負担を軽減します。併せて、障がい者の外出機会を確保するために、増毛町社会福祉協議会が実施する身体障がい者福祉協会交通費助成金事業（タクシー利用の助成）への補助を行ってまいります。

障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るために広報、啓発活動にも努めてまいります。

社会保障

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤としての役割を担っていますが、加入年齢層が高いことから医療費は高く、所得は低い構造にあることから、制度の安定を目的に平成30年度から財政運営が北海道に移管されました。本町の一人当たりの医療費は高い水準で推移してきましたが、特定健診の受診勧奨や健康寿命延伸事業及び食生活等の生活習慣改善に取り組み、少しずつ成果が現れてきているため、今後も継続した取り組みを行ってまいります。

後期高齢者医療制度は、増加する医療費に対し、持続可能な制度の創設を目的に平成20年度から開始されています。今後も運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合や北海道等と連携を密にし、適正で安定的な制度の運用に努めてまいります。

介護保険については、「第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）」に基づき、在宅、通所、施設サービスなど多種多様なサービスを活用し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう充実を図ってまいります。住み慣れた町でいつまでも暮らすために、必要に応じた介護サービスの提供と、介護予防・日常生活支援総合事業の更なる充実をめざします。また、介護給付の適正化により介護給付の抑制を図り健全な介護保険運営に努めてまいります。

国民年金は、老後の生活安定を目的とした社会保障制度であり、無年金者や適用漏れの解消のため、年金事務所と連携をしながら制度の周知に努めてまいります。

3 安心安全に暮らせるまちづくり

生活環境

平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適正に管理されていない空き家等対策に取り組んでまいりました。放置されたままの危険性の高い空き家などの除却について、引き続き、要する費用の一部を補助してまいります。

ごみ処理については、近隣3市町で構成する留萌南部衛生組合において共同で実施しており、留萌市で資源化施設、小平町で生ごみ処理施設、増毛町で一般廃棄物最終処分施設がそれぞれ稼働しております。ごみの排出量は人口減少に伴い減少傾向にありますが、正しく分別することによって、ごみ減量化や経費削減にもつながります。生ごみ減量のための食品ロス対策及びコンポスト助成事業も継続してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

不法投棄対策としては、啓発活動を積極的に進め、関係機関と連携を密にして防止に努めるとともに、海岸漂着物についても、景観や環境の保全を図るため対策を進めてまいります。

し尿処理は、留萌南部衛生組合において共同で実施しておりますが、下水道の普及に伴い、処理量は減少しています。

ましけ墓苑は、昭和53年の建築から40年以上経過し、老朽化が進んでおりますが、使いやすい環境の整備に努めてまいります。

道路・交通

町道の整備については、自治会要望や緊急性、必要性などを勘案し優先順位を定め、計画的に道路整備を推進するとともに、橋梁の延命化を図るために「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷や劣化状況等を点検し、維持修繕を行い橋梁の安全性能を確保してまいります。

また、自治会が管理している街路灯の電気料金と新設費用に対する助成を継続し、町民が安全で安心して利用できる包括的な道路交通網の確保と維持管理に努めてま

いります。

公共交通機関は、平成28年にJR留萌本線の増毛～留萌間が廃止され、民間バス会社においても厳しい経営状況の中、地域交通の重要な役割を担っていただいております。昨年、唯一のタクシー会社が撤退いたしました。町民の生活に密着した交通網の維持と安定した交通手段確保に向けて、事業者への支援を継続してまいります。

在宅で生活する高齢者にとって、バスやタクシー等の公共交通機関は欠かすことのできない移動手段であることから、公共交通が運行されていない暑寒沢・中歌・湯の沢地区の交通空白地域の町民にタクシー初乗り料金の助成をするほか、運転免許を自主返納した70才以上の高齢者に対し、路線バス回数券又はタクシー利用券の一部助成を継続することによって、高齢者が外出しやすい環境の整備に努めてまいります。

住環境

公営住宅については、老朽化した団地の改修や高齢化社会に対応した団地を適正に供給してまいります。今年度は南暑寒2丁目団地の一部解体した跡地に1棟12戸の団地を建設します。

また、「住宅リフォーム等補助事業」と「民間賃貸住宅等建設補助事業」については、昨年度からの4年間の時限事業ではありますが、居住環境の整備及び子育て世帯等の定住促進と移住定住人口を確保するため、住宅リフォーム等及び賃貸住宅等の建設に係る費用の一部を補助してまいります。

「新築住宅建設支援補助事業」につきましても、未利用地などの有効活用を図るため、土地購入費の一部補助を継続してまいります。

上下水道

水道事業については、住民生活に欠かせない重要なライフラインである飲料水を安全で安定的に供給するため、水質の管理・供給量の確保を基本に施設の維持管理と水質管理の強化を図ってまいります。今後も老朽化した施設等について、優先

度を考慮しつつ計画的に整備・更新を進めてまいります。

公共下水道については、生活環境の向上や衛生環境の保持及び公共用水域の水質保全を目的としています。

今年度は、令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、下水道処理施設の設備更新工事に係る実施設計を行います。今後も施設の適切な維持管理に努め、持続可能な下水道を目指すとともに、環境保全に対する啓発活動等により下水道接続の普及促進に努めてまいります。

市街地の大部分が下水道への接続が可能となり、更に一般家庭に限りディスプレイの使用を可能にし、生ごみの減量化と清潔で快適な住環境づくりを推進しております。市街地以外の地区の生活排水対策についても、既存の「合併処理浄化槽設置整備事業補助制度」を活用し、生活環境の向上を図ってまいります。

情報通信

地上デジタル放送の開始に伴う新たな難視聴区域6地区のため、町が主体となって整備した光ファイバーによる共聴設備につきましては、地区の皆様が良好に視聴できるよう設備を管理してまいります。また、光ブロードバンドがNTTにより提供されなかった地区のため、町が設備した光ブロードバンドにつきましても、地区の皆様が高速な通信環境を利用できるように、設備の修繕等により維持管理してまいります。

消防・防災・交通安全・防犯

消防体制については、高度、専門かつ複雑多様化する災害に対応するため、より実践に即した訓練を行い、基準出動計画に基づき消防部隊の適正な運用に努めるとともに、地域防災力の要である消防団員の確保と装備の充実を図り、時代のニーズに即した消防体制の強化に努めてまいります。

また、火災は火の不始末や油断から発生することが多く、火災を減らすためには一人ひとりの防火意識が重要なことから、年間を通して防火啓発を行い、住宅用火

災警報器の設置・維持管理状況を調査し、町民の防火意識を高めることに努めてまいります。

救急体制については、高齢化を背景とした救急件数の増加及び救急業務の高度化に対応するため、気管挿管や薬剤投与等の救急救命士を主体とした研修を進めてまいります。また、救命率の向上には早期の心肺蘇生が重要であることから、町民に対する救命講習の拡充に努めてまいります。

防災については、今年度も「全町防災訓練の日」に町民参加の防災訓練を実施し、町民一人ひとりの防災意識の向上や、自治会を中心とした自主防災組織の設立機運を高める取り組みを進め、安心安全なまちづくりを進めてまいります。

防災行政無線については、昨年度に続きデジタル化に向けた整備を行い、関係機関と連携し、災害や気象情報の迅速な提供に努めてまいります。

交通安全活動については、昨年、残念ながら3月26日に交通死亡事故が発生し、死亡事故ゼロ運動が途切れましたが、長きにわたり死亡事故ゼロが続いたことは、交通安全協会を始めとする関係機関の取り組みと町民意識の高まりの成果であり、今後も町の特産品を活用した事業の展開や各関係団体等と連携した街頭指導や啓発活動に努めてまいります。

防犯については、防犯協会を中心として、防犯パトロールや住宅・自動車診断などを継続して実施しております。今年度におきましても、新入学児童への啓発資材の配布やこども110番の家、町内工事事務所への防犯啓もう訪問などの活動を推進してまいります。高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺・還付金詐欺などの犯罪も手口が巧妙で被害が後を絶たない状況であります。これらの犯罪を未然に防止するためにも、警察署と連携を取りながら、迅速な情報提供や各種行事などを通じた啓発活動を推進し、犯罪のない安心して暮らすことができる町を目指してまいります。また、町内に防犯カメラを計画的に設置し、事件事故等の早期解決と犯罪への抑止力を高めてまいります。

港湾・漁港

増毛港の整備については、沿岸漁業、石材の積出港、海洋レジャーの基地として港湾整備計画に基づき、留萌開発建設部が直轄工事により整備を進めているところであり、今年度も、昨年度に引き続き、農水産物輸出促進基盤整備事業として小型船溜地区に屋根付き岸壁を整備することで、輸出促進に向けた衛生管理対策が図られます。

また、別荘漁港において港内静穏度確保のため、北・西防波堤の嵩上げが継続されます。

その他、各漁港の機能維持のため、浜の要望を随時関係機関へ要望してまいります。

土地活用と公共施設

土地活用については、農業振興地域整備計画や森林整備計画に基づき、計画的な土地利用や保全を進め、基幹産業の発展を図るとともに、都市計画用途地域の適正利用を進めてまいります。また、遊休町有地の売却により住宅建設の促進を図り、定住化を促進してまいります。

公共施設については、耐震化の検討や修繕等適切な維持管理、解体など建物の状況に応じ適切な老朽化対策を講じてまいります。

4 豊かな心と文化を育むまちづくり

過疎化及び少子化にともない、現在は認定こども園が1園、小学校と中学校が1校ずつとなっております。

子どもたち一人ひとりの個性を活かし、健やかで元気に成長できるように、また、郷土への愛着を持って学校生活を送ることができる教育環境の充実に努め、「確かな学力」、「豊かな心・健やかな体」の育成をめざしてまいります。

町民一人ひとりが恵まれた環境で、感性を育み心豊かな生活を送ることができるように、生涯学習・芸術文化・スポーツの振興につながる各種事業を実施し、活動

の場となる関係施設の充実に努めてまいります。

5 町民が主人公のまちづくり

コミュニティ

町内には現在、57のコミュニティ組織（自治会）があり、各種会議や研修会、要望の取りまとめ、清掃及び防犯活動並びに敬老会等の開催など住民自治が推進されています。自治会で管理運営されている会館の改修や電気料の一部を補助し、自治会負担の軽減と活動支援を継続して行ってまいります。

また、平成31年1月から地域担当者制度による情報共有や地域で解決できない諸問題に対応するため、町職員を地域担当者として各連合自治会へ配置し、自治会及び連合自治会と行政とのパイプ役を担っています。

高齢化や人口減少による自治会員の減少が推測されますが、町民一人ひとりがコミュニティの担い手である意識が重要です。

移住・定住・人口対策

国家規模の課題である人口減少問題では、東京一極集中が続き、北海道では札幌市に人口集中が起きています。

増毛町では、過去10年間で20%以上の人口が減少しております。若年層と80代高齢者の転出と少子化が主な理由であります。

人口減少に歯止めをかけるため、あらゆる施策の実施が求められています。

子育て支援、教育環境の充実を図り、子育てしやすいまちづくりをすすめます。

町民の健康寿命の延伸により、生涯活躍できるまちづくりをすすめ、基幹産業である一次産業の振興を図り、住みやすいまちづくりをすすめ、町の魅力を高めなければなりません。

移住体験住宅の活用等により、ちょっと暮らしや移住体験など、UIJターンの推進を図ります。また、地域おこし協力隊の受け入れと隊員の定住を図るよう支援いたします。

国では、都市に住みながら地方と関わりを続ける「関係人口」の取り組みを強化しております。本町においても、漁業や果樹農業のアルバイトをしながら一定期間の居住を推進し、過ごしやすい夏だけ移住、アウトドアや農業体験など都市の住民と関わりを深める「関係人口」の拡大を図ってまいります。

首都圏等で開催されるイベント等に参加し、増毛町の魅力をPRいたします。

財政運営

現下の地方財政を取り巻く環境は、益々厳しい状態が続いており、町民の多様なニーズに対応するためには、簡素で効率的な行政経営を図る必要があります。各種会計においては、健全な財政の基本である収支の均衡を保持する行政経営をめざし事務事業の見直しを進め、より効果的な行政サービスの提供に努めてまいります。

また、本町の財政事情は、依然として進む人口減少や少子高齢化などにより、町税等の自主財源の減少が見込まれ、更には、明和園改築等の大型建設工事が予定されていることから、厳しい財政運営が予想されます。コスト意識を持ち、経常経費の節減を図ることはもとより、必要性・重要性・緊急度に応じて事業を選択・実施することでメリハリのある財政運営を進めてまいります。併せて、まちづくりプラン及び財政運営プランに基づき、地方債の計画的な借入れ等の各種取り組みを継続的に進め、持続可能な財政運営の実現をめざしてまいります。

む す び

以上、令和2年度の町政の推進にあたり、私のまちづくりの基本理念の考えに基づいて、主要な施策を申し述べてまいりましたが、町民の皆様から負託を受けた責任を果たすべく、全力で取り組んでまいります所存であります。

議会議員並びに町民の皆様のご理解と、なお一層のご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

教育行政執行方針

はじめに

令和2年度における教育行政執行方針を申し上げ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

今日、急速に進む人口減少や少子高齢化に加え、国際化の進展、情報通信技術の発達などが、社会の様々な領域に影響をもたらす中、教育の目的である「人格の完成」をめざし、幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を培い、健やかな身体を養うことが肝要であります。

教育委員会では、未来を担う子どもたちが、いきいきと自分らしく、たくましく成長できるよう、また、町民の皆さんが生涯にわたって心豊かに、健康に暮らしていけるよう、教育行政を進めてまいります。

以下、「学校教育」、「幼児教育」、「子育て支援」、「家庭教育」、「社会教育」ごとに主な施策について申し上げます。

学 校 教 育

新たな学習指導要領では、急激な社会的変化にあっても未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが求められており、各学校の経営方針に基づいて、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力の育成」を図ってまいります。

また、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）を導入し、保護者や地域との信頼関係を深め、地域の人材力も活用しながら、「地域とともにある学校づくり」をめざし、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでまいります。

教職員の働き方改革につきましては、教職員が心身の健康を保持して職務に向かうことができるよう、「増毛町ワークスタイルプラン」と「中学校の部活動に係る活動方針」を基に環境を整えてまいります。

以下、5つの「増毛町の学校教育重点目標」に沿って主な取り組みについて申し上げます。

1 自ら学び、考える力を育てる学習指導の充実

考動力の育成

子どもたちが学習の基礎・基本を身につけ、学んだ知識を活用する力を育むため、自ら考え、判断し、進んで行動できる指導の充実を図ってまいります。

学力の育成

全国学力・学習状況調査や各種の学力テストの結果を検証し、課題解決に向けた授業改善や、個に応じたきめ細やかな指導につなげてまいります。

また、道教委の加配により教員の増員を図り、習熟度別授業などの学習指導を実践いたします。さらに、学習支援員を小学校2名、中学校1名配置して、授業のサポート指導などを行い、学力の底上げを図ってまいります。

I C T環境の充実

国においては、教育におけるI C Tを基盤とした先端技術等の効果的な活用が不可欠であるとして、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれP C端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととしています。

本町では、昨年度から国の補正予算により、校舎内の高速大容量の通信環境整備を進めておりますので、今後、国からの財政措置を活用し、児童生徒一人1台の端末整備事業を推進してまいります。

英語教育

町のA L T（外国語指導助手）を有効活用し、「生きた英語」による児童生徒のコミュニケーション能力の向上と、国際感覚の養成に努めるとともに、小・中学校連携推進事業での教員交流などをおして、教員の資質を高め、英語教育の充実に努めてまいります。

また、中学生が自分の英語力を把握できる英検I B Aの活用と、英検受験料の助成を継続し、英語学習への意欲と英語力の向上を図ってまいります。

読書活動

読書は、言葉を学び、読解力を育み、表現力を高め、想像力を豊かにするもので、子どもたちの成長に欠くことのできない活動です。子どもたちの読書活動を推進するため、学校での朝読書や読み聞かせ、元陣屋と連携した読書スタンプラリー事業などを引き続き実施して、本に親しめる工夫と読書習慣の定着を進めてまいります。

小・中学校の連携

増毛町教育振興会が中心となり、小・中学校の教職員による教科班の指導研修や乗り入れ授業、教員の相互授業参観、児童生徒の交流授業や情報の共有などをおこなって、義務教育9年間を見とおした教育指導の充実をめざしてまいります。

学習環境の支援

経済的理由により児童生徒の就学が困難な家庭への就学援助制度による支援を継続してまいります。また、教材費の助成、カバンの寄贈、中学生運動着の配付、中体連参加費用の助成、校外活動等のスクールバスの運行、学校給食費の助成、高校通学費の補助なども継続し、児童生徒の学習環境を整えてまいります。

2 地域の自然・文化に触れ、豊かな体験をとおしたふるさと学習の充実

ふるさと学習の充実につきましては、自分が生まれ育った地域の豊かな自然や伝統・文化に親しみ、ふるさとへの愛着や誇りを育み、地域社会の一員としてふるさとを大切に思う気持ちを育てるため、小学校では、社会科副読本や地域の教材や学習環境を積極的に取り入れ、中学校では、増毛山道の歩行体験、地域ボランティア活動、地域のよさを発見・発信する壁新聞作成などをおこなって、ふるさと学習の充実を図ってまいります。

3 自己を問い、自ら律する心と、他を思いやる心を育てる道徳教育の充実

道徳教育につきましては、自分を見つめ、広い視野から多面的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習をおこなって、道徳的な心情と判断力を育ててまいります。

学校では、人権擁護委員や大学教授などの外部講師を招いて、授業内容の充実を図っておりますが、授業だけではなく学校生活全体をとおして、様々な人間関係の中で、基本的な倫理観や規範意識、思いやりの心などを育ててまいります。

4 生命の尊さを自覚し、自ら心身を鍛え育てる健康と安全指導の充実 いじめ・不登校

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童生徒に徹底し、傍観も許されない行為であることの認識を指導し、児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、全教職員が共通認識のもと適切な対応に努めてまいります。

また、不登校は、人間関係による不信感や家庭環境の変化、生活習慣の乱れなど、複雑な生活環境に起因して引き起こされますが、保護者との情報共有と信頼関係を図り、カウンセリング、学習・生活支援や、保護者への相談支援、関係機関の協力などにより早期改善に取り組んでまいります。

身体づくり

全国的に子どもたちの体力と運動能力の低下が報告されておりますが、毎年実施されている「体力・運動能力運動習慣調査」の結果を踏まえ、体育授業の充実や日常における体力づくりの推進に努めてまいります。

特に小学校では、道教委のエキスパート事業により、体育専科の教員派遣を受け指導の充実を図ってまいります。

また、町施策として、小中学生を対象に体育施設の使用料を減免し、運動習慣の定着に向け環境を整えてまいります。

防災教育

地震や津波、台風など、自然災害から身を守るために必要な知識や能力等の育成に向けて、こども園・小学校・中学校が合同で避難訓練を実施するほか、防災教室を開催するなど、防災教育の充実を図ってまいります。

また、家庭での防災意識の重要性を児童生徒をとおして促してまいります。

5 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導、必要な支援を行う 特別支援教育の充実

本町では、特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、マンツーマンの指導支援が可能となるよう支援員を配置して、学習や学校生活の支援の充実を図っております。

また、普通学級在籍で教科等によって支援が必要となる児童生徒にも支援員等が指導にあたり、教育的ニーズに応じた指導体制を整えております。

担当教員は、研修等を通じて専門性の向上を図るとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する理解や知識を深めてまいります。

さらに、特別支援教育は、学校生活だけではなく家庭や地域での生活も含め、長期的な視点に立って一貫した支援を行うことが重要であり、学校、家庭、行政、専門機関などと連携し、様々な側面からの取り組みを進めてまいります。

幼 児 教 育

幼児教育は、人格形成の土台となる重要な時期において、学びの基礎となる体力や豊かな情操、道徳性の芽生えを育てる大事な役割があります。

開設2年目を迎えます「認定こども園あっぷる」では、希望する全ての子どもに幼児教育・保育を一体的に提供することを基本としつつ、保護者との連携を密に図りながら健全なこども園運営に努めてまいります。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた「教育保育課程」に基づく総合的な指導により、小学校の学習の土台となる「学びに向かう力」を育成し、小学校への円滑な接続に努めてまいります。

子 育 て 支 援

近年、子どもを持つ親は、育児に悩んだり、地域とのつながりを上手にとれない

など、子育てに対する身体的・心理的負担が増大しております。

そのため、教育委員会では子育て支援の推進として、こども園で実施しております保育開放事業をとおして、子育て世代の交流、子育て相談の場の充実を図ってまいります。

また、こども園における保育料の完全無償化をはじめ、小学校低学年の児童を対象とした放課後児童健全育成事業を継続し、安心して子育てを行える環境づくりに努めてまいります。

家 庭 教 育

教育の憲法ともいわれる教育基本法には、「家庭教育」の条項に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とあるように、親は子の教育において誰よりも大きな責任があります。

子どもが生まれて初めて言葉を覚えるのは親からで、親の言葉遣いがそのまま受け継がれます。また、家庭で挨拶を交わしていなければ、挨拶を必要としない子どもに育ちます。

家庭での「親のお手本」が、子どもたちの人間性を育む基本となります。

意識の醸成

近年、家庭での親の役割を他者に依存する傾向が多く見受けられますが、家庭教育啓発紙「親子の時間」を毎月発行し、本来家庭で行われるべき規範意識の教えや、躰の大切さを促す発信を継続してまいります。

また、親としての学びを促す学習の機会や情報を提供してまいります。

生活習慣

子どもたちは、ゲームやネット機器の長時間使用、寝不足、運動不足、欠食などが原因で、睡眠障害、ネット依存症、体力・運動能力の低下などが顕著であり、

昨年、「ゲーム障害」が「治療が必要な精神疾患病」として正式に認定されました。

心身の成長には、家庭における正しい生活習慣が不可欠であり、保護者は、子どもたちにとって望ましい家庭生活習慣の確立に向け、生活リズムや食生活の改善とともに、ゲーム機やスマホなどのネット機器の使用についても、親の指導によるルールづくりや、親子でネット環境を停止する時間設定など、子どもたちへの早急な対応が必要と考えます。

家庭学習

子どもたちの学力の向上には、家庭での学習習慣の定着が大切となります。本町の教職員が作成した「家庭学習の手引き」を親子で参考にさせていただき、各家庭での学習環境を整えていただくようお願いいたします。

社 会 教 育

社会教育では、「住んで誇りに思える故郷をめざして」を教育目標として、増毛町社会教育中期計画の基本方針に基づいて、様々な学習や体験を提供することによって、子どもから高齢者まで主体的に楽しく活動することができるよう施策の充実を図ってまいります。

生涯学習

幼児教育

親子が読書に親しむきっかけとなる学習活動の「おはなしポトフ・プチ」を継続してまいります。また、映像から喜びや感動を体験し、豊かな情操の形成に資する「こどもシアター」を今年度も実施いたします。

少年教育

様々な体験をとおして、小学生の健全育成を目指す「ましけキッズ体験隊」も5年目を迎え、子どもたちにとって魅力のある内容を常に検討し、学習活動に対する意欲を高め、活動の活性化を図ってまいります。また、関係団体との共催による

「少年の主張大会」や「ごだらっぺ王国祭」も継続して実施いたします。

「中学生の国内研修事業」は、視野や見聞を広めることにより、郷土意識を高めることを目的に、研修内容の充実に努めてまいります。

青年教育

青年層の集まる場や繋がりを広げるための「青年交流会」の事業を継続し、次世代のまちづくりを担う青年や団体の育成を推進してまいります。

女性教育

「さくらコミュニティ学級」では、創意工夫を加えた体験や学習機会を提供することにより、学ぶ意欲を高め、豊かな人間性の向上に努めてまいります。

また、地域において活躍されている女性や団体活動について引き続き支援を行ってまいります。

高齢者教育

「暑寒大学」では、学ぶ意欲の向上や、体験をとおして生きがいを充実させることを目的に活動を行っております。今年度は、町内の小・中学校への訪問活動を行い、授業の参観や学校の様子を学ぶ機会を予定しております。

また、こども園や社会福祉協議会との連携や、ボランティア活動にも力を注いでまいります。

芸術文化

芸術文化は、人の創造性や感性を育み、生活に潤いを与えるだけでなく、地域にも豊かさをもたらすものであり、継続した芸術文化事業を展開してまいります。

また、活動の活性化の中核となる「文化協会」との連携を図り、地域の芸術文化活動の支援と育成普及に努めてまいります。

推進事業

児童生徒を対象として例年実施しております芸術鑑賞事業は、今年度、町制施行120周年記念事業として演劇の公演を実施することとし、町民の皆様にも鑑賞していただけるよう企画してまいります。

増毛の民話影絵紙芝居は、「増毛の民話伝承会」が平成23年から町内外で公演を行っておりますが、たいへん好評を得ておりますので、これからも公演や普及活動を支援してまいります。

町民スクールは、町民の開かれた学習の場として多彩な講座を実施しており、運営団体への支援を継続してまいります。

増毛町の文化財へより多くの人に訪れてもらうため、旧商家丸一本間家、元陣屋、巖島神社の3施設を巡ることにより、記念品をプレゼントする文化財巡り事業を実施いたします。

元陣屋

町制施行120周年にちなみ、写真と町広報で増毛町を振り返る「元陣屋特別展」を開催いたします。

また、「元陣屋まつり」や「ハロウィン」などのイベントも継続いたします。

図書室では、子どもたちの本への親しみを増やすことを目的に、小・中学校とも連携した「読書スタンプラリー」を継続して実施いたします。

旧商家丸一本間家

旧商家丸一本間家は、駅前観光を担う側面も踏まえながら、歴史の広場での催しや無料入場日の設定など、来館者へのサービスの工夫を図り、さらなる施設の有効利用と入館者の増加をめざしてまいります。

また、企画展等を開催し、魅力ある施設になるよう努めてまいります。

スポーツ

スポーツは、健全なる心身の保持と増進を図るとともに、生きがいや充実感を得るものであることから、誰もが年齢、体力、趣味などに応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう環境を整えてまいります。

また、町の各スポーツ団体との連携を図り、スポーツ推進委員の協力を得ながら、スポーツ活動の普及と各団体の活性化の支援に努めてまいります。

推進事業

マラソン大会「ましけラン」は、体力増進と健康づくりのため、小中学生を中心に多くの町民が参加しておりますが、今年は、町制施行120周年の記念事業として、幅広い世代への参加を募り大会の充実を図ってまいります。

子どもから高齢者まで多くの方が参加できる「健康づくりウォークラリー」や、軽スポーツの普及に取り組んでまいります。

個人の健康や体力の状態を確認できる「体力測定会」は、「ら・さんて」の協力をいただきながら継続して実施いたします。

町内のスポーツ団体が長年にわたり継続開催しております全道規模の各種大会は、全道各地から大勢の方が来町していただいている町の主要スポーツイベントでありますので、引き続き支援してまいります。

スポーツ施設

体育館は、昨年大体育室の塗装補修を行いました。今年度は、床下、暗幕等の改修を行い、安心・安全に利用できるよう環境を整えてまいります。

パークゴルフ場は、旧コースの改修を終え、シーズンはじめから、より多くの町民の皆さんが親しめるよう管理、運営に努めてまいります。

また、町内の小中学生の体力向上を目的に、気軽に体育施設に足を運んでもらうため、町立体育館、屋内グラウンドの個人使用料の無料化、温水プールにおいては個人使用料を半額として、子どもたちの体力増進の場を整えてまいります。

む す び

以上、令和2年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、増毛町の子どもたちが、ふるさとに誇りを感じ、将来に向かって生きる力と豊かな心を育み、また、町民の皆さんが、毎日を生き生きと学び、心豊かに過ごすことができるよう、全力で取り組んでまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

この執行方針は再生紙を使用し
リサイクル運動に協力しております